

身体障害者・知的障害者・精神障害者等運賃割引規則新旧対照表

現行	改定
<p style="text-align: center;">身体障害者・知的障害者等運賃割引規則 1.総則</p> <p>【目的】 第1条 この規則は、北大阪急行電鉄株式会社(以下、「当社」という。)の旅客営業規則(以下、「旅客規則」という。)第 33 条に基づき、当社における身体障害者、知的障害者およびその介護者、被救護者とその付添人に対する運賃の割引に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>【定義】 第 3 条 省略</p> <p>4 この規則において「介護者」とは、第 1 種身体障害者、第 1 種知的障害者、12 才未満の第 2 種身体障害者および第 2 種知的障害者を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると係員が認めるものをいう。</p> <p>省略</p> <p>7 「ミライロID」とは、第1項に規定する身体障害者手帳、第3項に規定する療育手帳に記載されている情報を携帯型端末に取り組み、同情報を携帯型端末の画面に表示させる機能を持つアプリケーションをいう。</p>	<p style="text-align: center;">身体障害者・知的障害者・精神障害者等運賃割引規則 1.総則</p> <p>【目的】 第1条 この規則は、北大阪急行電鉄株式会社(以下、「当社」という。)の旅客営業規則(以下、「旅客規則」という。)第 33 条に基づき、当社における身体障害者、知的障害者、精神障害者およびその介護者、被救護者とその付添人に対する運賃の割引に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>【定義】 第 3 条 省略</p> <p>4 この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 「第 1 種精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第 1 種精神障害者である旨が明記されている者をいう。 (2) 「第 2 種精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第 2 種精神障害者である旨が明記されている者をいう。</p> <p>(4項新設により、以降は繰り下げ)</p> <p>5 この規則において「介護者」とは、第 1 種身体障害者、第 1 種知的障害者および第 1 種精神障害者、12 才未満の第 2 種身体障害者、第 2 種知的障害者および第 2 種精神障害者を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると係員が認めるものをいう。この場合、身体障害者・知的障害者・精神障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。</p> <p>省略</p> <p>8 「ミライロID」とは、第 1 項に規定する身体障害者手帳、第 3 項に規定する療育手帳および第 4 項に規定する精神障害者保健福祉手帳に記載されている情報を携帯型端末に取り組み、同情報を携帯型端末の画面に表示させる機能を持つアプリケーションをいう。</p> <p>9 この規則において「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が設けられていない精神障害者保健福祉手帳については、1 級を第 1 種、2 級および 3 級を第 2 種と読み替える。</p>

現行		改定	
2.身体障害者及び知的障害者割引		2.身体障害者・知的障害者および精神障害者割引	
<p>【身体障害者および知的障害者特別割引券の発売】</p> <p>第4条 身体障害者および知的障害者が介護者とともに旅行をする場合で、身体障害者手帳および療育手帳を呈示したときは、身体障害者、知的障害者および介護者とも特別割引普通券、特別割引回数券または特別割引定期券を発売する。</p> <p>2 前項に規定する身体障害者手帳および療育手帳の呈示は、「ミライID」の呈示をもって、これに代えることができる。ただし、この場合でも係員から請求のあったときは、身体障害者手帳または療育手帳をいつでも呈示しなければならない。</p>		<p>【身体障害者・知的障害者および精神障害者特別割引券の発売】</p> <p>第4条 身体障害者・知的障害者および精神障害者が介護者とともに旅行をする場合で、身体障害者手帳・療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは、身体障害者、知的障害者、精神障害者および介護者とも特別割引普通券、特別割引回数券または特別割引定期券を発売する。</p> <p>2 前項に規定する身体障害者手帳・療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の呈示は、「ミライID」の呈示をもって、これに代えることができる。ただし、この場合でも係員から請求のあったときは、身体障害者手帳・療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をいつでも呈示しなければならない。</p>	
<p>【身体障害者および知的障害者特別割引券の種類および割引率】</p> <p>第5条 割引乗車券の種類および割引率については、次に掲げる取扱いによるものとする。</p>		<p>【身体障害者・知的障害者および精神障害者特別割引券の種類・割引率】</p> <p>第5条 割引乗車券の種類および割引率については、次に掲げる取扱いによるものとする。</p>	
種類	乗車券	発 売 条 件	
第1種身体障害者・知的障害者	単独旅行	普通券	発売しない
		回数券	
		定期券	
	介護者つき乗車	普通券	・身体障害者、知的障害者、介護者とも5割引 ・身体障害者、知的障害者が幼児の場合、幼児は無賃 介護者は5割引
		回数券	
		定期券	
種類	乗車券	発 売 条 件	
第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者	単独旅行	普通券	発売しない
		回数券	
		定期券	
	介護者つき乗車	普通券	・身体障害者、知的障害者、精神障害者、介護者とも5割引 ・身体障害者、知的障害者、精神障害者が幼児の場合、幼児は無賃 介護者は5割引
		回数券	
		定期券	

現行				改定			
第2種身体障害者・知的障害者	単独旅行	普通券	・発売しない	第2種身体障害者・知的障害者・ 精神障害者	単独旅行	普通券	・発売しない
		回数券				回数券	
		定期券				定期券	
	介護者つき乗車	普通券	・発売しない		普通券	・発売しない	
		回数券					
		定期券	・身体障害者、知的障害者が小児の場合 介護者のみ 5 割引 ・身体障害者、知的障害者が幼児の場合 身体障害者、知的障害者は無賃、介護者は 5 割引 (注)介護者に対しては、通勤定期券に限り発売する。			定期券	・身体障害者、知的障害者、 精神障害者 が小児の場合 介護者のみ 5 割引 ・身体障害者、知的障害者、 精神障害者 が幼児の場合 身体障害者、知的障害者、 精神障害者 は無賃、介護者は 5 割引 (注)介護者に対しては、通勤定期券に限り発売する。

【身体障害者および知的障害者特別割引券の効力】

第 6 条 身体障害者**および**知的障害者特別割引券は、種類・乗車区間および通用期間が同一の乗車券を同時に購入し、身体障害者**および**知的障害者とその介護者**とが**、同一列車により旅行する場合に限り有効とする。

【介護者の特認】

第 7 条 身体障害者**および**知的障害者が車いすを使用する場合は 2 人までの介護者を認める。

【身体障害者手帳**および**療育手帳の携行】

第 8 条 身体障害者**および**知的障害者は、乗車券購入の際**および**乗車中、身体障害者手帳**または**療育手帳を常に携行し、係員から請求のあったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

2 前項に規定する身体障害者手帳**および**療育手帳の呈示は、「ミライロID」の呈示をもって、これに代えることができる。ただし、この場合でも係員から請求のあったときは、身体障害者手帳**または**療育手帳をいつでも呈示しなければならない。

【身体障害者・知的障害者**および**精神障害者特別割引券の効力】

第 6 条 身体障害者・知的障害者**および**精神障害者特別割引券は、種類・乗車区間**および**通用期間が同一の乗車券を同時に購入し、身体障害者・知的障害者**および**精神障害者とその介護者**とが**、同一列車により旅行する場合に限り有効とする。

【介護者の特認】

第 7 条 身体障害者・知的障害者**および**精神障害者が車いすを使用する場合は 2 人までの介護者を認める。

【身体障害者手帳・療育手帳**および**精神障害者保健福祉手帳の携行】

第 8 条 身体障害者・知的障害者**および**精神障害者は、乗車券購入の際**および**乗車中、身体障害者手帳・療育手帳**または**精神障害者保健福祉手帳を常に携行し、係員から請求のあったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

2 前項に規定する身体障害者手帳・療育手帳**および**精神障害者保健福祉手帳の呈示は、「ミライロID」の呈示をもって、これに代えることができる。ただし、この場合でも係員から請求のあったときは、身体障害者手帳・療育手帳**および**精神障害者保健福祉手帳をいつでも呈示しなければならない。